

第 19 回淀川部会(2002.10.29 開催) 結果概要

02.11.12 庶務作成

開催日時：2002年10月29日(火) 13:30～16:30

場 所：京都市リサーチパーク4号館地下1階 バズホール

参加者数：委員 15 名(うち 1 名は部会長の要請により参加)、河川管理者 18 名、
一般傍聴者 119 名

1 決定事項

- ・ 次回の淀川部会は、11月29日(火)15:00～18:00に開催(時間については部会長一任であったが、部会終了後、部会長と相談の結果表記の通りとなった)。11月16日(土)の最終提言作業部会で決定する最終案について検討する。
- ・ 本日議論した最終提言素案の修正案等については、庶務宛へ文書で知らせる。

2 審議の概要

委員会および委員会WGからの報告

庶務から、資料1-1「委員会および各部会、WGの状況」、資料1-2「委員会WG結果概要」を用いて、前回部会以降に開催された委員会や他の部会、委員会WGについて説明が行われた。

最終提言に関する意見交換

最終提言作業部会リーダーの今本委員が、資料2-1-2「最終提言素案」について説明。その後、2つの案(A案、B案)が併記された「4-6 ダムのあり方」中心に意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・ これまでの淀川部会の議論を考えた場合、基本的にはB案でいくべきと思う。
- ・ ダム建設を抑制すべきだと提言しているB案でさえ、「ダムによる洪水調節は原則として採用しない」としていた淀川部会の中間とりまとめよりも後退している気がする。
- ・ この流域委員会が必要なことは、理念の転換とそれを実現するための原理・原則を明確にすること。その観点からはB案が望ましい。
- ・ 既設ダムの対応として生態系の連続性の回復に魚道の設置が書かれているが、魚道の設置だけでは、生態系の連続性の回復は不可能だ。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、主に最終提言素案の高水敷利用に関する記述について、意見が出された。

その他

庶務から、資料3「精華町長からの意見交換実施の申し入れに関する対応について」に関し、申し入れと対応に関する経緯の説明と精華町長に対する返答について報告があった。

3. 主な意見

最終提言に関する意見交換

最終提言作業部会リーダーの今本委員より、資料 2-1-2「最終提言素案」について説明が行われ、主に 2 つの案（A 案、B 案）が併記された「4-6 ダムのあり方」中心に意見交換が行われた。

第 1 回拡大委員会（11/13 開催）では、最終提言素案について全委員によって意見交換をする予定になっている。この拡大委員会に向けて、最終提言素案のどこにポイントがあるのか、何が問題となっているのか、本日の部会で議論したい。（部会長）

<4-6 ダムのあり方に関する主な意見>

- ・ A 案と B 案では、新設ダムに関して「地域特性」の点でスタンスに大きな違いが見られる。A 案では、地域特性に比重が置かれ、ダムは選択肢の 1 つとされている。また、既設ダムに関しては、撤去まで含めた幅広い見直しを実施するか否かにおいて、スタンスの違いが見られる。
- ・ 「地域特性」に関する記述が数々の例外的な考え方を生み、本来提言が唱えていたはずの理念の転換から懸け離れていくのではないかと心配している。
- ・ A 案は、前段と後段でダムに対するスタンスに微妙な違いがあり、論旨に統一性がない。また、既設ダムと新規ダムがきっちりと区別されておらず、わかりづらい印象を受ける。B 案を支持したい。
- ・ 今後の 20～30 年後を考えるのであれば、はっきりとした方向性を出すべきだ。
- ・ A 案のままでは、従来の方と何ら変わりが無い。これでは「ダムについては、今後でも変える必要はない」と提言しているようなものだ。「3-1 河川整備に関する基本認識」で、自然の保全・回復や自然との共生を理念として提言している以上、「原則としてダムは採用しない」という姿勢を貫くべき。
- ・ 淀川部会の中間とりまとめでは、「原則としてダムは採用しない」と提言した。淀川部会としては、B 案を支持することに異論はないのではないかと。つまり、B 案を基本にして、A 案の「水系ダム間の役割見直しや容量再編」等に関する記述を付加していけばよいのではないかと。
- ・ 淀川の上流地域と下流地域の河川整備の格差を考えれば、流域全体のインフラのバランスが確保できたとは思えない。B 案には、特記事項として淀川上流域の整備についても触れておくべきだ。

地域格差があるのは確かだ。しかし、最終提言は今後の河川整備の原理原則を示すものであり、個々の整備について細かく記述する必要はないと考えている。例えば、上下流のバランス等の個別の問題については、河川管理者が河川整備計画原案を作成する中で検討して代替案を出せばよいのではないかと。

- ・ B 案には、ダム建設予定地の地域社会についても記述すべき。具体的には、ダムは住

民の暮らしを破壊することで成り立っている、上流地域の犠牲の上に成り立っている点を書き加える必要がある。

- ・ B案の冒頭は「わが国では、」となっているが、この提言が対象としている範囲をはっきりしたほうがよい。淀川水系流域を対象としているのか、日本の全河川を対象としているのか、明記する必要はないだろうか。
- ・ この流域委員会で必要なことは、理念の転換とそれを実現するための原理・原則を明確にすることだ。その観点からはB案が望ましい。
- ・ B案の「(3) 既設ダムについて」の中で、生態系の連続性の回復のための手法として、魚道の設置等と記述されているが、魚道の設置だけでは生態系の連続性を回復することはできない。魚にとっては、魚道のない、自然のままの河川形状が最も良い。20年、30年というスパンで考えれば、魚道についてはあえて書かない方がよいのではないか。このままの記述では「魚道さえつくれば、それでよい」と受け取られかねない。
- ・ ダム建設を抑制すべきだと提言しているB案でさえ、「ダムによる洪水調節は原則として採用しない」としていた淀川部会の中間とりまとめよりも後退している。

<その他の意見>

- ・ 河川整備の費用を誰がどう負担するのか、政策決定のプロセス(本省との関係)、河川管理者と住民とのパートナーシップ、公共事業を行っていく上での第三者による評価等について、書いておくべきだ。
- ・ 「4-5 河川環境計画のあり方」(4-12 12 行目)に「河道植生の管理を行う」と記述されているが、部会の議論から言えば、「高水敷の切り下げや水辺移行帯の保全を行う」とすべきではないか。
- ・ 「4-5 河川環境計画のあり方」(4-12 15 行目)に「河道の物理環境は川幅、流量、流砂量と流砂の粒度、河道植生によってほぼ決定される」と記述されているが、実際は「河道植生」ではなく「河床形態」によって、河川の物理環境が決定されるのではないか。
- ・ 「3-4 新たな河川利用の理念」では、高水敷の河川公園等の整備が無秩序な河川空間の利用を招き、河川の水質の悪化・生物の棲息域の減少など、河川本体の姿に悪影響を与えていると書かれている。しかし、河川本来の姿に悪影響を与えている原因は、高水敷の水による攪乱作用が失われたことにあるのではないか。修正する必要があると考えている。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者3名から、主に最終提言素案の高水敷利用に関する記述について、意見が出された。

<主な意見>

- ・ 街には、高水敷の施設公園の代替地となる場所が存在していない。子どもたちが遊んだりすることが、すでに「川でしかできないこと」になってしまっている。
- ・ 現状の高水敷利用に関する記述のままでは、川で遊ぶ子どもやボランティアまで排除することにならないか。素案では、「人間中心の利用」から「河川の自然環境を重視し

た利用」へと」と書かれているが、もう少し誘導的な内容に修正できないか。

- ・高水敷利用の記述が中間とりまとめよりも厳しい内容となっていて、困惑している。利用の抑制ばかりについて書かれているが、グラウンドが撤退した後をどうするのが見えないし、土地の管理についても疑問が残る。
- ・現在のグラウンドを撤去した後の管理について疑問を持たれているが、高水敷が自然に戻ってはいけないのか。もとの川に戻ってはいけないのか。

議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。